

地方独立行政法人知多半島総合医療機構業務方法書

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び地方独立行政法人知多半島総合医療機構の業務運営等に関する共同規約（令和7年3月19日 半田市告示第20号、常滑市告示第6号）の規定に基づき、地方独立行政法人知多半島総合医療機構（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の効果的かつ効率的な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により半田市長及び常滑市長（以下「両市長」という。）から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

第2章 業務の方法

(病院及び訪問看護ステーションの設置及び運営)

第3条 法人は、知多半島医療圏の地域医療の中核を担い、半田市及び常滑市（以下「両市」という。）の医療政策として求められる急性期から回復期に係る医療を提供するとともに、地域と連携し当該地域における医療水準の向上を図り、もって住民の健康の維持及び増進に寄与することを目的として、地方独立行政法人知多半島総合医療機構定款（以下「定款」という。）第17条第1項に定める病院及び同条第2項に定める訪問看護ステーションを設置し、これを運営するものとする。

(法人の行う業務)

第4条 法人は、定款第18条の規定に基づき、前条の業務のほか、次の業務を行うものとする。

- (1) 医療の提供に関すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究に関すること。
- (3) 医療従事者の研修に関すること。
- (4) 医療に関する地域との連携に関すること。
- (5) 災害時における医療救護に関すること。
- (6) 介護保険法に基づく居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関すること。
- (7) 病院施設の整備及び人材の確保に関すること。
- (8) 前各号に掲げる業務に附帯する業務に関すること。

- 2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。
- 3 法人は、法人の設置目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、調査及び研究並びに業務を行うことができる。

第3章 役員（監事を除く。）の職務の執行が法、他の法令、両市の条例若しくは規則又は定款に適合することを確保するための体制の整備に関する事項
（内部統制に関する基本方針）

第5条 法人は、役員（監事を除く。）の職務の執行が法、他の法令、両市の条例若しくは規則又は定款に適合することを確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備し、継続的にその見直しを図るとともに、役員及び職員（以下「役職員」という。）への周知や研修の実施に努めるものとする。

（内部統制の推進に関する事項）

第6条 法人は、内部統制システムに関する事務を統括する役職員を配置するとともに、その他の内部統制システムの推進のための体制について整備するものとする。

- 2 内部統制システムに関する事務を統括する役職員は、定期的な連絡の機会を設け、内部統制システムに関する事務を統括する役員（以下「内部統制担当役員」という。）に対し、必要な報告が定期的に行われることを確保することとする。

（役職員の倫理等に関する事項）

第7条 法人は、役職員の倫理指針及び行動指針を定めるものとする。

（理事会の設置及び役員の分掌に関する事項）

第8条 法人は、理事長の意思決定を補佐する理事会を設置するとともに、役員の分掌を明示し責任の明確化を図るものとする。

（中期計画等の策定及び評価に関する事項）

第9条 法人は、中期計画及び年度計画（以下「中期計画等」という。）のマネジメントの実効性を確保するため、中期計画等の策定、進捗管理及び評価に関する体制を整備するものとする。

（リスク評価と対応に関する事項）

第10条 法人は、業務実施の障害となるリスクに適切に対応するため、リスク管理を統括する体制を整備するとともに、リスクの発生原因の分析、評価、軽減及び周知に努めるものとする。

- 2 法人は、事故、災害その他の緊急時における業務の継続のための計画を策定

するものとする。当該計画には、以下に係る事項を定めなければならない。

- (1) 計画に基づく訓練等の実施
 - (2) 緊急事態発生時における対策本部の設置及び当該本部の構成員
 - (3) 緊急事態発生時における初動体制
 - (4) 緊急事態発生時における情報収集の迅速な実施
- 3 法人は、反社会的勢力への対応の在り方についての方針を整備するものとする。
 - 4 法人は、施設の定期的な点検及び必要な補修の実施を行うものとする。
 - 5 法人は、情報システムに係るリスクへの対策として必要な取組を行うこととし、その状況について、定期的な点検を行うものとする。

(情報の適切な管理に関する事項)

第11条 法人は、情報セキュリティの確保に関する規程の整備その他情報漏えいの防止に係る取組を推進するものとする。

- 2 法人は、個人情報の保護に関する規程を整備し、個人情報の適切な管理にあたり必要とされる取組を着実に実施するとともに、取組の実施状況に関する点検を定期的に行うものとする。
- 3 法人は、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するために、文書の適切な保存管理及び文書の情報公開に関する規程を整備するものとする。
- 4 法人は、所有する情報について、閲覧権限を整理するとともに、閲覧権限を有する者が、効率的に情報を検索できるよう、体系的な情報の保存及びそれを可能とする情報システムの整備を行うものとする。

(監事及び監事監査に関する事項)

第12条 法人は、法に定める監事の職務及び権限を達成するために必要な規程及び体制を整備するものとする。

- 2 法人は、前項の目的を達成するため、監事と内部監査担当部署との連携体制を整備する。

(内部監査に関する事項)

第13条 法人は、内部監査担当部署を設置し、内部監査を実施するとともに、内部監査の結果及びその結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

(内部通報及び外部通報に関する事項)

第14条 法人は、内部通報及び外部通報に関する規程を整備するとともに、当該通報が内部統制担当役員及び監事に確実かつ内密に報告される仕組みを整備するものとする。

- 2 法人は、前項の整備にあたっては、通報者の保護について特に留意するもの

とする。

(入札及び契約に関する事項)

第15条 法人は、契約事務の適切な実施及び契約事務における相互牽制の確立を確保するため、次の取組を行うものとする。

- (1) 随意契約とすることが必要な場合の方針の整備
- (2) 談合情報がある場合の対応方針の整備
- (3) 監事による入札及び契約の監視体制の整備

(予算の適正な配分に関する事項)

第16条 法人は、運営費負担金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備及び評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みの構築を行うものとする。

(職員の人事及び懲戒に関する事項)

第17条 法人は、業務の適正を確保するための適切な人事異動、職員の懲戒基準等を定めた職員の人事管理方針に関する規程等を整備し、適切にこれを運用するものとする。

第4章 業務の委託等

(業務の委託)

第18条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができると思われる場合は、その業務の一部を委託することができる。

2 法人は、前項の規定により業務を委託しようとするときは、受託者と業務に関する委託契約を締結するものとする。

(契約の方法)

第19条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約に関しては、一般競争、指名競争、随意契約、又はせり売りの方法のうち、確実かつ効率的な方法によるものとする。

2 法人は、前項の規定による契約に関しては、法令順守の下、適正な価格動向の把握に努めるとともに徹底した交渉を行うなど、費用の縮減等に十分に努めるものとする。

第5章 役員等の損害賠償責任

(役員等の損害賠償責任)

第20条 役員または会計監査人(以下「役員等」という。)は、その任務を怠ったときは、法第19条の2第1項の規定に基づき、法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(役員等の責任の一部免除)

第 21 条 法人は、前条の役員等の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、両市長の承認によって、賠償責任額から両市が法第 123 条第 2 項の規定に基づく協議により定める額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 6 章 雑則

(施設等の貸与)

第 22 条 法人は、法人の業務運営に支障のない範囲において、法人の施設又は設備の一部を他の者に貸与することができるものとする。

2 法人は、前項の貸与を実施するときは、別に定めるところにより、所要の対価を徴収することができるものとする。

(その他)

第 23 条 この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項については、会計規程その他の法人の規程に定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、両市長の認可の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。